

特許庁委託

**台湾における先使用権と公証制度
中国出願との差異を事例としての
台湾出願のポイント**

2014年3月

公益財団法人 交流協会

第六章 特許主務官庁の比較

第一節 基本的な相違点

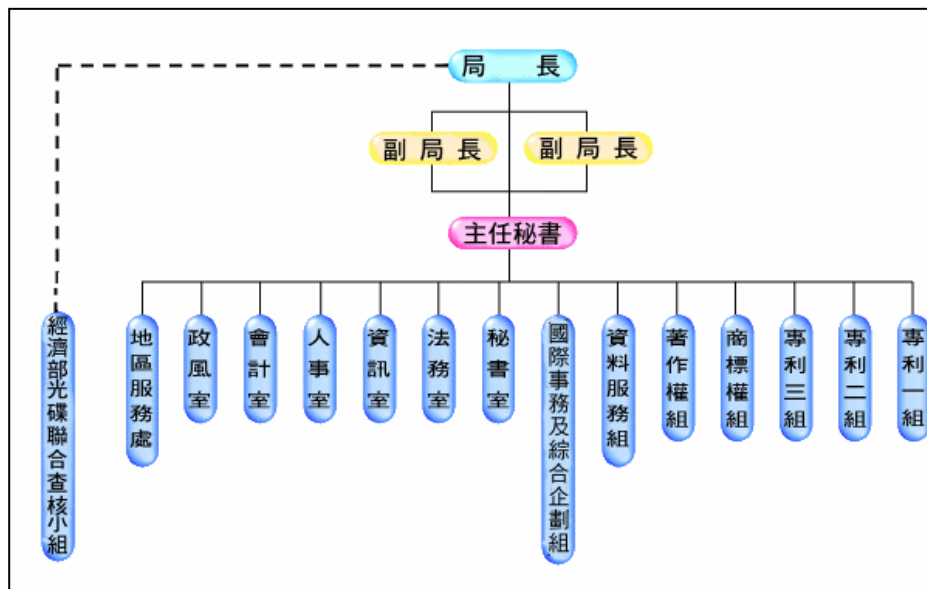
兩岸の特許主務官庁間にも、多くの基本的な相違点が存在し、その案件の処理の方法に直接に影響を及ぼしている。相違点に対する理解を促すため、以下に主要な相違点を挙げる。

	台湾	中国
名称	智慧財産局	国家知識産権局
業務範囲	台湾の智慧財産局はその名のとおり、すべての知的財産権を一元的に管轄する。特許以外の知的財産権との調和が比較的容易である。	中国の国家知識産権局は、専利（特許・実用新案・意匠を含む）だけを管轄する。他の知的財産権の管轄官庁は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 商標：国家工商行政管理総局 ■ 著作権：国家版權局 ■ 不正競争：国家工商行政管理総局 ■ 産地表記：国家質量監督檢驗檢疫総局 ■ 植物新品種：国家農業部、国家林業局、
審査官の人数	737名(内170名は契約審査官) (2012年末現在)	7027名(内4335名は契約審査官) (2012年末現在)
国際交流の機会	比較的少ない	非常に多い
政府における位置づけ	第3レベル(低い) 行政院 > 經濟部 > 智慧財産局	第2レベル(高い) 國務院 > 国家知識産権局
外郭組織、団体	外郭組織、団体が殆どないため、審査官の審査負担が重だけでなく、特許行政と特許立法の負担も重い。	多い。審査促進のための外郭組織(特許調査センターなど)の利用により、審査の効率を向上することが可能である。弁理士会や発明協会、特許保護協会などの外郭団体を直轄するため、特許行政と特許立法の負担の低減を図ることができる。

第二節 組織上の相違点

詳細は、次の組織図に示す。

1. 台湾智慧財産局の組織図



2. 中国国家知識産権局の組織図

